

賃金等の変動に対する建設工事標準請負契約約款第 26 条(スライド条項)の運用について

建設工事標準請負契約約款第 26 条(スライド条項)は、予期せぬ賃金や物価の急激な変動時に請負金額を変更する救済措置です。近年の賃金や物価の上昇を受け、本市における建設工事標準請負契約約款第 26 条を下記のとおり運用しますので、お知らせします。

記

○ スライド条項の運用方針

本市では、建設工事標準請負契約約款第 26 条(スライド条項)は、長野県に準じて運用します。

(参考)建設工事標準請負契約約款第 26 条

項目		全体スライド (第 1～4 項)	単品スライド (第 5 項)	インフレスライド (デフレスライド) (第 6 項)
適用対象 工事		工期が 12 ヶ月を超える工事 但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事	すべての工事	すべての工事 但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事
条項の 趣旨		比較的穏やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から 12 ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	賃金水準の変更がなされた基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受発注者の負担	残工事費の 1.5%	対象工事費の 1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の 1.0% (30 条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないように定められた「1%」を採用。単品スライドと同様)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12 ヶ月経過後に適用可)	なし (部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能

※変動価格が… ●通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担

●通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

契約約款第 26 条 抜粋

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第 26 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後
に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当とな
ったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額
(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相應する請負代金額を控除した額をい
う。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基
礎として算出した変動前残工事代金額に相應する額をいう。以下この条において同
じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負
代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価
指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14
日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度
行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直
前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動
を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定に
よるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なイン
フレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、
発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求するこ
とができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議
して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、
発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、
受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求
を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注
者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をでき
る限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整
わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第 60 条に規定するあつせん若しく
は調停を請求したこと又は第 61 条に規定する仲裁を申請したことを理由として不
利益な取扱いをしてはならない。